

第66回

日 本 雑 誌 広 告 賞
表 彰 規 約

一般社団法人 日本雑誌広告協会

目 次

1. 表彰規約	1
2. 広告作品提出要項	7
3. 業種別分類表	1 0
A ファッション・ジュエリー部門	1 0
B ビューティ・ヘルスケア部門	1 0
C ライフスタイル・その他部門	1 1

《 表 彰 規 約 》

(総 則)

- 第 1 条 一般社団法人日本雑誌広告協会（以下「本協会」という。）は、経済産業省後援のもとに定款第3条及び第4条第3項による事業実施のためその運営基準として日本雑誌広告賞表彰規約（以下「表彰規約」という。）を定めるものとする。
- 第 2 条 この表彰規約の実施にあたり、特に定めのない事項については、理事会の議決によるものとする。
- 第 3 条 この表彰規約を変更するとき又は廃止するときは、理事会の議決を経なければならない。

(表彰対象)

- 第 4 条 本協会は、雑誌及びWEB マガジンに掲載された広告作品について、毎年1回、定期的に審査し、優秀な作品及び広告主・制作者を表彰する。
- 第 5 条 審査する広告作品は、月号表記で前年の7月1日付以降、当該年の6月30日までの1年以内に会員社発行の雑誌に掲載されたものと、同期間内にWEB マガジンに掲載されたものに限る。
- ただし、第3部シリーズ広告や第4部メディア複合型広告において、当該年にわたる掲載が3回に満たない場合や、対象期間をまたぐ連続した広告・企画に関しては、前年の1月1日付まで6カ月間さかのぼることができるものとする。
 - 第1項に該当する広告作品であっても、既に日本雑誌広告賞を受けたものは、原則として、審査対象からこれを除くものとする。

(賞の名称)

- 第 6 条 賞の名称は、日本雑誌広告賞（以下「広告賞」という。）とし、賞状を贈ってこれを表彰する。

(賞の種類及び点数)

第 7 条 広告賞の種類及び点数は、下記のとおりとする。

第 1 部 純広告

A	ファッション・ジュエリー部門	金賞 1 点	銀賞 2 点
B	ビューティ・ヘルスケア部門	金賞 1 点	銀賞 2 点
C	ライフスタイル・その他部門	金賞 1 点	銀賞 2 点

第 2 部 タイアップ広告 (連動した純広告を含む)

A	ファッション・ジュエリー部門	金賞 1 点	銀賞 2 点
B	ビューティ・ヘルスケア部門	金賞 1 点	銀賞 2 点
C	ライフスタイル・その他部門	金賞 1 点	銀賞 2 点

第 3 部 シリーズ広告 (純広告・タイアップ広告 / 3 回以上)

金賞 1 点 銀賞 2 点

第 4 部 メディア複合型広告

金賞 1 点 銀賞 2 点

小 計 金賞 8 点 銀賞 16 点 合 計 24 点

(経済産業大臣賞 / グランプリ)

第 8 条 第 1 部から第 4 部までを通じ、最優秀広告作品に対し、経済産業大臣賞 (グランプリ) として賞状を贈ってこれを表彰する。

(日本雑誌広告総合賞)

第 9 条 金賞を含む 2 点以上の広告賞を受賞し、かつ、その当該年度内において、雑誌広告活動に顕著な実績を示したと認められる広告主に対し、日本雑誌広告総合賞として賞状を贈ってこれを表彰する。

(日本雑誌広告協会賞及び日本雑誌広告制作者賞)

第 10 条 経済産業大臣賞 (グランプリ) 及び日本雑誌広告総合賞の受賞社に対し、日本雑誌広告協会賞として協会より賞金を贈る。

なお、日本雑誌広告制作者賞は、経済産業大臣賞 (グランプリ) の受賞作品制作者に対して協会よりトロフィー及び賞金を贈る。

但し、表彰者は 10 名までとする。

(表彰点数の調整)

- 第 11 条 優秀作品多数の場合は、第 7 条の規定に加えて表彰点数を増加し、また、審査の結果、優秀作品がないものと判断された場合は、表彰該当作品がないものとして処理することができるものとする。
- なお、審査終了後、失格作品の生じた場合に備え、次点候補を選出しておき、これをくりあげるものとする。

(同一作品と誌名)

- 第 12 条 同一広告作品または類似作品が 2 誌以上の媒体から提出された場合は、一括して審査し、かつ入賞の場合は、同一広告または類似作品が掲載された誌名全部を発表する。

(提出作品点数の制限)

- 第 13 条 審査をうけるため、提出することのできる広告作品の点数は、1 社につき 150 点以内とする。ただし、第 4 部メディア複合型広告においては、1 社 5 点以内の制限を設ける。

(作品提出期間)

- 第 14 条 広告作品の提出期間は、毎年 7 月初旬から中旬までとする。

(選考委員会)

- 第 15 条 提出された広告作品は、当協会選考委員会において選考し、その結果を審査委員会に報告する。
- 第 16 条 選考委員会は、当協会役員社（理事社並びに監事社）から指名推薦された選考委員をもって構成する。原則として選考委員の代理選考は、これを認めないものとする。
- 第 17 条 選考委員会による 1 次審査は、毎年 7 月下旬から 8 月上旬に開催する。

(審査委員会)

- 第 18 条 最終審査を行うため、毎年、若干名の審査委員を委嘱し、審査委員会を設置する。審査委員の任期は、委嘱の日より表彰会開催日までとし、原則として審査委員の代理審査は、これを認めないものとする。
- 第 19 条 審査委員会は、委員長を互選のうえ、表彰規約第7条、第8条、第9条の審査を行うものとする。
- 第 20 条 審査の方針、審査方法等については、審査委員会の合意によって決定する。
- 第 21 条 最終審査は、毎年9月に終了する。

(表彰会)

- 第 22 条 表彰会は、原則として毎年11月5日の〈雑誌広告の日〉を中心に開催する。

(経費)

- 第 23 条 本事業実施に要する経費は、本会計の事業費をもってこれを支弁し、本協会監事の監査を経たのち、毎年度定時総会にこれを報告するものとする。

(広告作品提出要項)

- 第 24 条 本事業運営の円滑化をはかるため、別に広告作品提出要項を定める。

昭和40年6月17日制定・毎年度各一部改正。
昭和58年6月29日・一部改正。第3部活版を廃止。
第2部単色刷部門に統合。
平成3年4月25日・日本雑誌広告協会賞設置、第2部単色
刷部門の業種別分類を廃止。
平成7年4月25日・第2部単色刷部門・第5部幼児・児童・
学生誌広告部門を第1部多色刷部門に
統合、新たに企画広告部門設置。
平成8年4月25日・第6部特殊加工広告部門設置。
平成10年3月26日・企画広告部門削除。
平成11年3月25日・第1部企業・団体広告部門削除。
平成12年3月30日・第1部情報通信部門設置。
第2部～第5部銀賞2点から1点に改定。
平成14年3月28日・第1部精密機器・事務機器・事務用品
削除。
平成14年4月25日・賞牌を削除。
平成16年3月25日・第7条・第9条一部改正。
平成17年3月24日・第1部金融・証券・保険部門削除。
平成19年3月22日・制作者賞設置。第1部多色刷・単色刷
広告の応募点数の改定。
平成20年3月27日・第1部の多色刷・単色刷広告表示削除。
制作者賞表彰者数追加。
平成21年3月19日・第7条一部改正。
平成22年3月25日・第4条・第5条・第7条・第8条・
第13条一部改正。第1部食品部門と
飲料・嗜好品部門を統合。第6部タイ
アップ広告部門設置。
平成23年3月24日・第5条・第8条・第13条一部改正。
第7条業種別部門等大幅改正。
平成24年3月29日・第5条・第7条・第11条一部改正。
平成25年3月21日・第7条第2部～第5部銀賞を設置。
平成26年3月20日・第8条一部改正。第11条特別賞設置。
平成27年3月19日・第11条一部改正。

平成28年3月17日・第8条一部改正。

平成29年4月27日・第5条・第20条一部改正。

平成30年4月26日・広告の応募点数の改定。

平成31年3月28日・第5条・第8条・第14条一部改正。

第7条業種別部門大幅改正。

令和2年4月13日・第7条業種別部門一部改正。

令和3年3月25日・第14条一部改定。

令和4年3月24日・第9条・第10条・第18条一部改正。

令和5年3月23日・第5条・第7条・第8条・第13条一部改正。第11条特別賞廃止。

令和6年3月29日・第4条・第5条・第7条・第11条一部改正。

注：（定款一部抜粋）

第3条 この法人は、雑誌広告に関する調査・研究、倫理向上のための施策の推進、作品の表彰、研修・セミナーの開催等を行うことにより、雑誌広告の質的向上を図るとともに、社会生活情報としての機能を高め、もって我が国の産業、経済、社会、文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（3）雑誌広告に関する作品の表彰

《 広告作品提出要項 》

1. 広告作品の分類は、「日本雑誌広告賞表彰規約」により次の通り第1部から第4部までとする。

第1部純広告A～C、第2部タイアップ広告A～C、第3部シリーズ広告（純広告・タイアップ広告／3回以上）、第4部メディア複合型広告

〈注〉① タイアップ広告は、企画性に富み、且つ、オリジナリティあふれたもので、該当頁内に提供広告主が明記されたものとする。

（提供表示以外に、協力・協賛・問い合わせ先・ロゴマーク等可）

また、タイアップ広告に連動した純広告も同じ1つの広告作品として審査を可能とする。

② シリーズ広告とは、広告主において、あらかじめ、シリーズ広告として一貫したテーマで企画制作され、同一雑誌に3回以上掲載されたものをいう。（広告主の確認を必要とする）

③ メディア複合型広告とは、雑誌およびWEBマガジンを軸として、立体的、多面的に展開された、特に企画性の高い広告作品をいう。

④ 広告作品のエントリーは、1作品につき1部門のみとする。

⑤ 自社広告は審査対象から除外する。

⑥ 提出広告作品には、原則として広告会社の介在を必要とする。

☆ **雑誌表記は、月刊誌～西暦〇〇年〇月号、週刊誌等～西暦〇〇年〇月〇日号と表記する。**

2. 第1部・第2部は、別に定める「業種別分類表」により分類、第3部、第4部は業種別分類を行わない。

3. 第1部～第3部の広告作品は、所定の台紙に貼付する。

第4部メディア複合型広告については、既定のエントリーシート(A4/横型)と企画内容を説明する資料(A4/横型)の計2枚をPDFデータで提出する。

4. 複数頁にわたる広告作品は、1枚の台紙に全体像が分かるように貼付する。シリーズ広告等で台紙が複数枚になる場合は、一括して右上隅をとじひも等でとじる。（左開きの雑誌の場合は、左上隅をとじる）

小冊子・付録等はそのままの状態、全体の作品が分かるように提出する。
なお、台紙は事務局に必要枚数を請求すること。

5. 貼付は縦位置にして右側を少しあげ、中央やや左寄りにする。左開きの雑誌の場合は上記の逆にする。見開きの場合は必ず左側に折り込む。

小スペース広告はいずれも記事より切りはなし、広告のみを貼りつける。
門構えの広告は1枚の台紙に2本門構えに貼りつける。

貼付用台紙の図面を参考にすること。

6. 作品を貼付した台紙の下方細枠の中に広告主名、雑誌名、部門表示（第1部から第3部）業種別表示（第1部・第2部のみ）を記入する。部門並びに業種別表示は、本提出要項の第1項、第2項による。

シリーズ広告等、台紙2枚以上を要した広告作品の表示は、最初の1枚のみに記入する。

7. 台紙裏面に「作品説明」の所定事項を記入する。

シリーズ広告は要した台紙すべてに掲載月号を記入の上、最終台紙の裏面にのみ記入する。

8. 作品提出と同時に「提出作品送付書」を提出する。送付書は部門別に記入し（雑誌別ではなく）、第1部・第2部は業種別AからCの順序で記入する。

9. 台紙貼り付けの際は、作品の周囲や継目等の表面に出る部分の接着テープは最小限に、また、作品の表裏面にボールペンやマジックインキ等で書き込みをしないなど、作品が見づらくならないように配慮する。

10. 広告賞運営委員会は、提出された広告作品の分類について訂正する場合もある。また、分類の判断の困難な作品についてもこれを処理する。

11. 広告賞運営委員会は、メディア複合型作品の予備審査を行い、その結果を一次審査会に提出する。

12. 提出作品は、必ず媒体誌に掲載した広告作品に限る。校正刷、別刷等は審査の対象としない。
13. 本年の審査対象雑誌広告作品は、月号表記で2023年7月1日以降、2024年6月30日付までの1年間に発行された雑誌に掲載されたものに限る。メディア複合型部門のWEB マガジンについては、2023年7月1日以降、2024年6月30日までの1年間にWEB 等に掲載されたものとする。
ただし、第3部シリーズ広告や第4部メディア複合型広告において、当該年にわたる掲載が3回に満たない場合や、対象期間をまたぐ連続した広告・企画に関しては、6カ月を限度に、2023年1月までさかのぼって審査の対象とする。
14. 提出作品点数は、総点数を1社につき150点以内とする。
ただし、第4部メディア複合型広告においては、1社5点までとする。
15. 増刊、別冊、臨時号は独立媒体とする。
16. 作品提出は本年7月1日(月)から受け付けを開始し、7月5日(金)を締切日とする。
17. 提出要項(分類・貼付方法・所定事項記入・提出期限)に違反した場合は失格となる場合もある。

(昭和40年6月17日制定・以後毎年度各一部改正)

《 業種別分類表 》

① ファッション・ジュエリー部門

- ＜衣料品＞ 衣類、スーツ、和服、和装品、下着、ストッキング、水着
- ＜身回品＞ バッグ、シューズ、傘、ネクタイ、スカーフ、ハンカチ、手袋
- ＜時計＞ 時計全般
- ＜装飾品＞ アクセサリー、貴金属類、喫煙具、眼鏡、サングラス
- ＜キッズウエア＞ 乳児以外の子供用ファッションウエア
- ＜ブランド広告＞ ファッション・ジュエリーブランドのブランドPR
- ＜企業広告＞ ファッションメーカー、ジュエラーなどの企業PR

② ビューティ・ヘルスケア部門

- ＜化粧品＞ スキンケア製品、メイクアップ用品、香水、整髪料、日焼け止め、その他化粧品全般
- ＜美容診断・ヘアケア関連＞ エステ、肌・毛髪診断、かつら、育毛、養毛剤
- ＜美容器具＞ ホットカーラー、洗顔器、脱毛器、美容加湿器、ドライヤー
- ＜ドリンク剤（医薬品・医薬部外品）・サプリメント・特定保健用食品＞
栄養ドリンク、健康補助食品、「トクホ」のロゴ入りの飲料及び食品
- ＜医薬品＞ かぜ薬、胃腸薬など薬全般
- ＜医療用品＞ 体温計、医療用機器、生理用品、避妊具
- ＜コンタクトレンズ＞ コンタクトレンズ及び関連商品
- ＜デンタルケア関連＞ 歯磨剤、歯ブラシ、電動歯ブラシ、口腔清涼剤、入れ歯洗浄剤、入れ歯安定剤
- ＜健康器具＞ ヘルスメーター、体脂肪計、血圧計、歩数計、電動マッサージ機器
- ＜石鹸類＞ 石鹸、ハンドソープ、ボディソープ、シャンプー、消毒液
- ＜企業広告＞ エステ・化粧品メーカー・医薬品メーカーなどの企業PR

◎ ライフスタイル・その他部門

- <食品・飲料>** 米、魚・肉、野菜、果物、調味料、菓子、加工食品、乳製品、冷凍食品、水、茶、ジュース、コーヒー、炭酸飲料、乳酸飲料、ノンアルコール飲料、その他食品・飲料全般
- <嗜好品>** ビール、日本酒、焼酎、ウイスキーなど、アルコール飲料全般
たばこ、無煙たばこ、葉巻（*喫煙マナー広告・禁煙関連商品含む）
- <家電>** 冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機、電子レンジ、食洗機、アイロン、加湿器、照明器具、電池、エアコン、ストーブ、こたつ、扇風機、電気毛布、テレビ、ラジオ、各種レコーダー・プレーヤー、ヘッドホン、その他家電全般
- <パソコン・事務機器関連>** パソコン、スキャナ、プリンター、コピー機、電卓、デジタル記録メディア（BD、DVD、CD、SDカードなど）、DVDソフト、BDソフト、CDソフト、パソコン用ソフト
- <情報通信関連>** 通信、通信サービス、携帯電話、モバイル機器、タブレット型モバイル、ファックス、インターネット、メール、SNS
- <光学機器>** カメラ、ビデオカメラ、双眼鏡、望遠鏡
- <住宅・不動産関連>** 住宅建物、窓、サッシ、建材、セキュリティ器具、火災報知器、床暖房システム、家庭用エネルギーシステム、トイレ、システムキッチン、洗面・化粧台、ユニットバス、ガスストーブ、ガスレンジ、ガスオーブン、その他住宅設備全般、ホームセキュリティ、宅地分譲、マンション販売、賃貸住宅などの不動産業全般
- <家具・寝具・インテリア関連>** テーブル、ソファ、椅子、デスク、書棚、ベッド、ふとん、カーテン、ブラインド、額縁など
- <文具・生活用品>** 鉛筆、万年筆、ボールペン、その他文房具全般、食器、容器、鍋類、ポット、タオル、かみそり、ティッシュペーパー、その他生活用品全般
- <洗剤・入浴剤・化学品>** 洗濯用洗剤、食器用洗剤、家庭用洗剤、洗濯のり、入浴剤、防虫剤、除湿剤、防臭剤、ワックス
- <自動車・輸送関連>** 乗用車全般、トラック、オートバイ、自転車、ヨット、モーターボート、スノーモービルなど輸送機器全般
カーナビ、カーオーディオ、タイヤ、その他輸送機器関連商品全般

- <金融・保険・カード類>** 銀行、各種金融機関、リース、株式、投資信託、
国債・社債、金・コインなどの金融商品全般、電子マネー、商品券、
図書カード、クレジットカード、生命保険、各種損害保険
- <宝くじ>** 宝くじ、サッカーくじ
- <観光・遊戯・サービス>** ホテル、旅館、観光施設、観光地、国内外の観光局
デパート、ショップ、飲食店、スポーツ関連施設、映画館、劇場、興行、
オークション、遊園地、テーマパーク、パチンコ、カジノ、通信販売、
インターネットショッピング、通信教育、郵便、宅配便、陸運、水運、
航空、運送付帯サービス
- <趣味・玩具>** 植物・種苗、観葉植物、肥料、植木鉢、ガーデニンググッズ、
楽器、電子楽器、ボードゲーム、トランプ、ゲームサービス全般、
玩具全般、ひな人形、五月人形、
- <シニア用品>** 補聴器、成人用おむつ、介護用品
- <ベビー用品>** 育児用ミルク、ベビーフード、哺乳びん、おむつ、
ベビー用衣料、ベビースキンケア用品、ベビーカー、チャイルドシート
- <ペット用品>** ペットフード、ペットシャンプー、動物用医薬品
- <スポーツ用品>** スポーツウェア、スポーツシューズ、スポーツ水着、
ウォーキングシューズ、その他スポーツ用品全般
- <医療関連>** 病院、有料老人ホーム、介護サービス、献血
- <墓地・仏壇・仏具>** 墓石、神棚、お線香
- <エネルギー・基礎材>** 電力、ガス、水道、ガソリン、灯油
- <産業用機器>** エレベーター、耕運機、芝刈り機、工具
- <出版・放送関連>** 雑誌、書籍、辞書、電子雑誌、電子書籍、電子辞書、
新聞、テレビ番組宣伝
- <官庁・特殊法人・学校・その他団体>** 政党、宗教法人、大学、NPO法人
- <企業広告>** 各種の企業PR